

「一般社団法人日本手外科学会」定款施行細則第4号  
役員選挙細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、役員を選任に関する事項について定款第26条に規定することの他にこの細則を定める。

(選任方法)

第2条 役員を選任は、社員総会の決議によって行われる。

- 2 新たに選ばれた役員の任期は、学術集会終了の翌日から2年後の定時総会と同時期に開催される学術集会（付帯事業を含む）の終了日までとする。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権は、代議員（以下「選挙人」という）がこれを有する。

2. 被選挙権は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在の本学会正会員のうち、就任の年の4月1日現在、年齢満65歳未満のものに限りこれを有する。

(選挙管理委員会)

第4条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、役員選挙管理委員会（以下「委員会」という）が行う。但し、選挙に関して管理執行以外の事務は、本学会事務局において行う。

2. 委員会に関する必要な事項は、次のように定める。
  - (1) 委員会委員（以下「委員」という）の定数は、6名とする。
  - (2) 委員は、正会員をもってあてることとし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
  - (3) 委員の任期は、その担当する選挙の結果が確定する日までとする。但し、再任を妨げない。
  - (4) 委員が役員に立候補するとき、又は、正会員の資格を失ったときは、委員を辞任するものとする。
  - (5) 委員が欠けた場合、理事長は理事会の議を経て補欠委員を委嘱する。補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
  - (6) 委員長は、委員の中から互選する。
  - (7) 委員長は、委員会を代表し、事務を総理する。但し、委員長に事故があるときは、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合

を除き、互選により代行委員を決定する。

(8) 委員会は、委員現在数の半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

(9) 原則として、委員長は決議に加わることは出来ない。

(10) 全て決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (選挙の告知)

第5条 選挙に関する告知は、選挙の行われる前年の9月30日までに行わなければならない。

#### (立候補の届出及び辞退)

第6条 立候補しようとする者は、選挙の年の3月1日から20日までの間に本人の立候補届、所信及び現代議員3名の推薦状を委員会に提出しなければならない。但し、立候補しようとする者は、他の立候補者の推薦者になることはできない。

2. 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる年の3月31日までに到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員会に提出しなければならない。

#### (立候補者等の通知)

第7条 委員会は、選挙の7日前までに立候補者の氏名、所信及び推薦者名を選挙人に通知しなければならない。

#### (選挙期日)

第8条 選挙の期日は、定時総会の日とする。

#### (投票)

第9条 選挙人は、委員会が定めた投票用紙により、理事については定数の半数（奇数の場合は切り上げ）まで、また監事については定数までを自ら連記して投票する。その実施方法は、委員会が決定する。

2. 投票は無記名投票とする。
3. 立候補者が定数以内の場合は、投票を行うことなく総会の承認を得るものとする。

#### (開票)

第10条 総会議長（以下「議長」という）は、開票に先立ち代議員の中より開票立会人2

名以上を指名する。指名するに当たっては、公正性が保てるよう配慮されなければならない。

2. 議長の依頼により委員会は、開票立会人の立会のもとに開票を行う。

(投票の効力)

第11条 投票の効力は、委員会及び開票立会人の意見を聞き議長が決定するものとする。但し、議長はその判断を委員会に依頼することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の投票はそれぞれ無効とする。
  - (1) 委員会が定めた投票用紙を用いないもの
  - (2) 同一氏名を重複して記載したもの
  - (3) 候補者以外の氏名を記載したもの
  - (4) 定数を超過して記載したもの

(当選人の決定)

第12条 投票の結果、有効投票の多数を得たものから順次当選人とする。

2. 得票が同数で定数を超過した場合は、委員会において開票立会人のもとに委員長が抽選により当選人を決定する。
3. 立候補者が定数以内の場合は、第9条第3項の結果により当選人を決定する。但し、欠員は補充しない。

(当選人への通知等)

第13条 本学会事務局は、議長の命により直ちに当選人に対し当選の旨を通知すると共に書面をもって就任の意思を確認しなければならない。

(兼職の禁止)

第14条 本学会学術集会長は、理事長及び副理事長になることはできない。

(補則)

第15条 この細則に定めがなく、選挙の実施に関し必要な事項は、その都度委員会が定める。

附 則

1. この細則の変更は、理事会において行う。
2. この細則は、平成22年5月13日から実施する。
3. この改訂細則は、平成23年4月16日から実施する。